

## 主治医のみなさまへ

福島県では、肥満傾向児の出現率が全国に比べて高い状況が続いていることから、学校における肥満対応ガイドラインを示し、肥満度が30%を超えた児童生徒へ、かかりつけの小児科医・内科医又は学校医等の受診を勧めています。

また、肥満度が20%以上30%未満の児童生徒へはかかりつけ医等を受診する機会による相談を勧めています。

本日、受診しているお子さんについて、治療の必要がない場合には、添付しました成長曲線グラフ等をもとに、今後のよりよい発育・発達に向けて食事や運動、睡眠等の生活習慣についてご助言いただきますよう、お願いいたします。